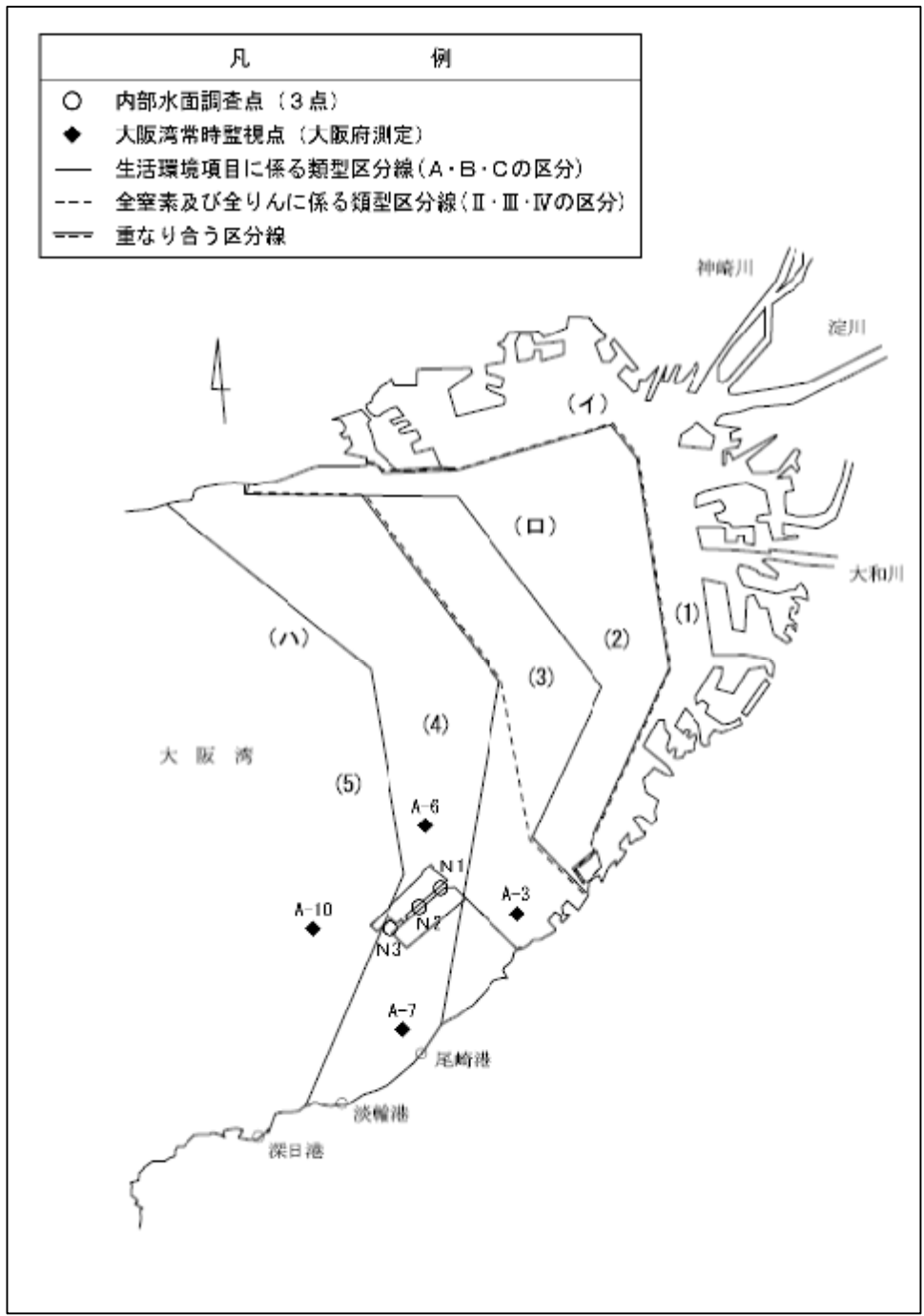


(2) 参考

環境基準値一覧（関係分）

1 水質（海域）



生活環境の保全に関する項目（全窒素、全磷以外）に係る環境基準における水域類型指定

水 域	該当類型
大阪湾 (1)	C
大阪湾 (2)	B
大阪湾 (3)	A
大阪湾 (4)	A
大阪湾 (5)	A
尾崎港	C
淡輪港	C
深日港	C
水域類型指定日	
昭和46年12月28日	

全窒素、全磷に係る環境基準における水域類型指定

水 域	該当類型
大阪湾 (イ)	Ⅳ
大阪湾 (ロ)	Ⅲ
大阪湾 (ハ)	Ⅱ
水域類型指定日	
平成7年2月28日	

図1-1 事業地周辺海域における水域類型

表1-1 生活環境の保全に関する環境基準（海域、COD等5項目）

類 型		A	B	C
利用目的の適応性		水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるも の	環 境 保 全
基 準 値	水素イオン濃度 (pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下
	化学的酸素要求量 (COD)	2mg/L以下	3mg/L以下	8mg/L以下
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上
	大腸菌群数	1,000 MPN/100mL 以下	—————	—————
	ノルマルヘキサン 抽出物質（油分等）	検出されないこと	検出されないこと	—————

- 注) 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数  
70 MPN/100mL以下とする。  
2. 〇〇〇部分は、調査海域の該当する基準値を示す。

表1-2 生活環境の保全に関する環境基準（海域、全窒素・全燐）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄 に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

- 注) 〇〇〇部分は、調査海域の該当する基準値を示す。

## 2 大気汚染

表2-1 大気汚染に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。 [参考] 非メタン炭化水素の指針値 午前6時～9時の平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

### 【評価方法】

1. 短期的評価（二酸化窒素以外）  
連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。
2. 長期的評価
  - (ア) 二酸化窒素  
年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。
  - (イ) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素  
年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。  
ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取り扱いをせず、環境基準を達成しなかったものとする。

### 3 航空機騒音

表3-1 航空機騒音に係る環境基準

地域の 類型	基準値	対象地域
I	57デシベル 以下	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 (1) 関西国際空港及び八尾空港の敷地 (2) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域
II	62デシベル 以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。

注 1. 環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

(1) 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル( $L_{AE}$ )を計測する。

なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格Z 8731に従うものとする。

(2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。

(3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。

(4) 評価は算式アにより1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル( $L_{den}$ )を算出し、全測定日の $L_{den}$ について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

<算式ア>

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left( \sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注)  $i$ 、 $j$ 及び $k$ とは、各時間帯で観測標本の $i$ 番目、 $j$ 番目及び $k$ 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯における $i$ 番目の $L_{AE}$ を、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯における $j$ 番目の $L_{AE}$ を、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における $k$ 番目の $L_{AE}$ をいう。また、 $T_0$ とは、規準化時間(1秒)をいい、 $T$ とは、観測1日の時間(86,400秒)をいう。

<算式イ>

$$10 \log_{10} \left( \frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注)  $N$ とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち $i$ 日目の測定日の $L_{den}$ をいう。

(5) 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

(参考) 平成24年度まで適用されていた航空機騒音に係る環境基準

地域の 類型	基準値	対象地域
I	70WECPNL以下	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 (1) 関西国際空港及び八尾空港の敷地 (2) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域
II	75WECPNL以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。

- 注 1. 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位 デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。
2. 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
3. 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
4. 評価は(1)のピークレベル及び機数から次の計算式により1日ごとの値(単位 WECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。  
 計算式  $dB(A) + 10 \times \log_{10} N - 27$   
 dB(A)とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を $N_1$ 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を $N_2$ 、午後7時から午後10時までの航空機の機数を $N_3$ 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を $N_4$ とした場合における次により算出した値をいう。  
 $N = N_2 + 3 \times N_3 + 10 \times (N_1 + N_4)$
5. 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。